

韓国における家政学を基礎とする家族生活教育と家族支援のための
「健康家庭士」養成システム

The Fostering System of Healthy Family Specialist (Family Life Educator)
for Family Life Education and Family Support Based on
Home Economics in South Korea

倉元綾子*

KURAMOTO Ayako

(Received October 1st, 2010/10/1)

The purpose of this study is to clarify the roles, qualification, and fostering system of healthy family specialist (family life educator) in South Korea. In 2003, “The Healthy Family Act” was established. The law endows the responsibilities and duties of the government, local government and families, in order to embody the healthy families. It also suggests appropriate ways to solve diverse families' problems and to identify the necessities of establishing policies to increase the well-being of family members. The enactment system of this law is to place “Healthy Family Center” and to foster “healthy family specialist” with professional knowledge and skills for strengthen diverse families. The qualification of healthy family specialist is to graduate from the university and the same level school of Home Economics, Social Welfare and Women's Studies and to learn 12 required subjects at least. The requirement are at least 5 major (core) subjects and 7 related subjects (for 4 basic theory subjects and 3 consulting and educating subjects).

キーワード **Keywords** ; 家族生活教育 family life education, 健康家庭士 Healthy Family Specialist, 健康家庭法 The Healthy Family Act, 家政学 home economics, 韓国 South Korea

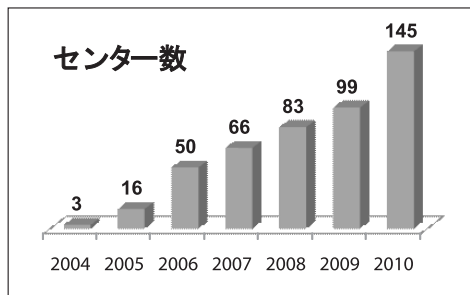
* 鹿児島県立短期大学 (〒890-0005 鹿児島市下伊敷1丁目52-1, Kagoshima Prefectural College, Kagoshima 890-0005)

1. はじめに

韓国においては、2003年12月、家庭生活を支援する「健康家庭基本法」が国会で通過し、2004年公布、2005年から施行されている。

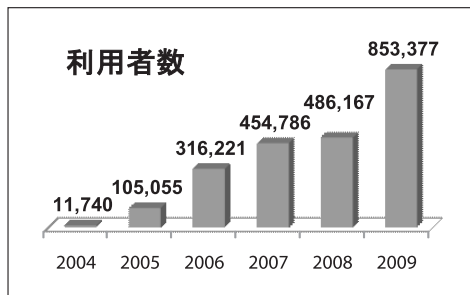
韓国では、日々深刻化する家庭問題をこのまま放置できないという意識が拡大してきたこと、および家族・家庭を単位とする国家的支援や政策が不十分であるという認識が共有されるようになった。そこで、1995年、家政学者たちが大韓家政学会学術大会で家庭福祉の重要性について論議した。2000年代に入ると、家政学だけではなく、女性学者、社会福祉学者などが家族、家庭に関する法律を提案した。このような努力の結果、「健康家庭基本法」が成立したのである^{1,2)}。

図1, 2に示すように、同法に基づく全国の健康家庭支援センター数は2010年現在145カ所、利用者数は2009年現在85万人余、その内訳は家庭教育32.3%、家族相談16.9%、家族文化20.7%、家族支援30.1%で、いずれも急速に増加してきている³⁾。このことは同法と健康家庭支援センターが家族問題の予防と支援に対して大きな役割を果たしつつあることを示している。



資料出所：韓国・中央健康家庭支援センター：資料（2010年4月23日）

図 1 韓国における全国健康家庭支援センター数の推移



利用者数	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
家庭教育	2,283	18,903	78,851	160,579	130,361	275,562
家族相談	1,273	11,752	39,180	76,470	103,382	143,963
家族文化	8,184	74,400	198,190	184,393	135,324	176,602
家族支援	0	0	0	33,344	117,100	257,250
合計	11,740	105,055	316,221	454,786	486,167	853,377

資料出所：韓国・中央健康家庭支援センター：資料（2010年4月23日）

図 2 韓国における全国健康家庭支援センター利用者数の推移と内訳

この健康家庭支援センターで重要な役割を果たし、健康家庭事業を担う中核的人材が、「健康家庭士」である。

本稿は、「健康家庭士」の職務・資格・養成、家政学との関連を明らかにし、日本における家政学を基礎とする資格への示唆を得ることを目的としている。

2. 健康家庭基本法と健康家庭の概念

健康家庭基本法⁴⁾の概要を表1に示した。

同法は「健康な家庭生活の経営と家族の維持および発展のための国民の権利・義務と国家および地方自治体などの責任を明らかにし、家庭問題の適切な解決策を講じ、家族員の福祉増進に貢献することができる支援政策を強化することによって、健康家庭の実現に寄与することを目的」としている（第1条（目的））。

これらを通して、1. 家庭機能の強化、2. 家庭の潜在力開発、3. 家族共同体文化の造成、4. 多様な形態の家庭の欲求充足、5. 家庭と社会の統合などをめざすとしている。

同法第3条（定義）では、家族を「婚姻・血縁・養子縁組によって構成される社会の基本単位」、家庭を「家族構成員が生活や住宅を共にする生活共同体としてのメンバーの日常的な扶養・養育・保護・教育などが行われる生活単位」と規定し、健康家庭を「家族のニーズが満たされ、人間らしい生活が保障される家庭」と規定している。また、健康家庭事業を「健康家庭を阻害する問題の発生を予防し、解決するためのさまざまな対策と、家族の扶養・養育・保護・教育などの家庭機能を強化するための事業」と規定している。

表 1 韓国・健康家庭基本法の概要

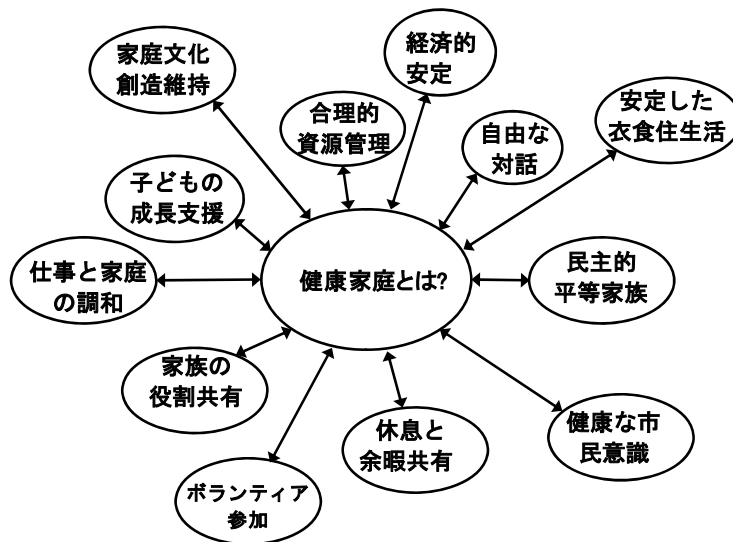
第1章 総則 (第1～12条)	目的、基本理念、定義、国民の権利と義務、国および地方自治体の責任、他の法律との関係、家族価値、結婚と出産、家族解体予防、地域社会資源の開発利用、情報提供、家庭の日
第2章 健康家庭政策 (第13～20条)	中央健康家庭政策委員会、市・道健康家庭委員会、健康家庭基本計画の樹立、年度別施行計画の樹立施行等、市・道別施行計画の調整等、計画樹立の協力、教育・研究の振興、家族実態調査
第3章 健康家庭事業 (第21～33条)	家庭に対する支援、子女養育支援の強化、家族単位福祉増進、家族の健康増進、家族扶養の支援、民主的で両性平等な家族関係の強化、家族単位の市民的役割増進、家庭生活文化の発展、家庭儀礼、家庭ボランティア、離婚予防と離婚家庭支援、健康家庭教育、ボランティア活動の支援
第4章 健康家庭専任組織など (第34～35条)	健康家庭事業の専任実行、健康家庭支援センターの設置
第5章 補則（第36条）	民間団体等の支援
附則	

資料出所：韓国・健康家庭支援センター：健康家庭基本法、<http://www.familynet.or.kr/>（2010年9月15日）（倉元綾子仮訳）

「健康家庭」概念については、その共通理解を得るまでの過程で、女性学分野からは「健康家庭」概念に対して「健康な家庭」と「健康でない家庭」という脈絡から誤った解釈をする議論もあった。両親と子どもから成る核家族が健康家庭の理念型だという誤解があったからである。健康家庭基本法が追求する真の健康家庭の姿についての偏見から生じたものであった。最終的に、同法に規定する健康家庭は発達した後期産業社会の課題の多様性と個性を尊重するものであることが合意された。したがって、健康家庭とは、特別な理想的家族形態を志向するのではなく、生活共同体としての家庭を基本としながら、两性平等的で、構成員一人一人の人格が尊重される家庭を意味する。さらに、家庭は単純な私的空間でなく、市民社会形成の基礎であるという共同体的立場をとる。

健康家庭の概念をより具体的に定義したのが、図3である。民主的平等な家族関係、開かれた自由な対話は、健康家庭の土台である。これらの上になんて、家族の役割共有、経済的安定、合理的な資源管理、安定した衣食住生活、仕事と家庭の調和のもとに、家族員と子どもの成長支援、家族員の休息と余暇の共有を促進することを目標とする。さらに、家族内の個人・家族が家庭にだけ埋没するのではなく、健康な市民意識を養い、積極的にボランティアに参加するとともに、前向きな家庭文化を創造し維持する力量を持つようになることをめざしている。

韓国では以上のように健康家庭を概念化し、家族・家庭の強化・支援を行っている。



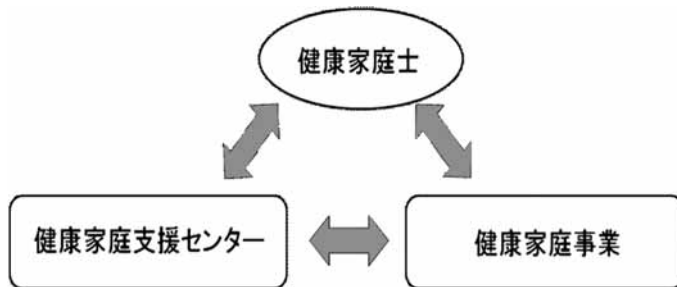
資料出所：スン・ミエ，イ・ヒョン：健康家庭士の役割，資格および養成システム，韓国家庭管理学会誌，22(5)，345-355 (2004) (倉元綾子仮訳)

図 3 韓国における健康家庭の概念図

3. 健康家庭士の位置付けと役割

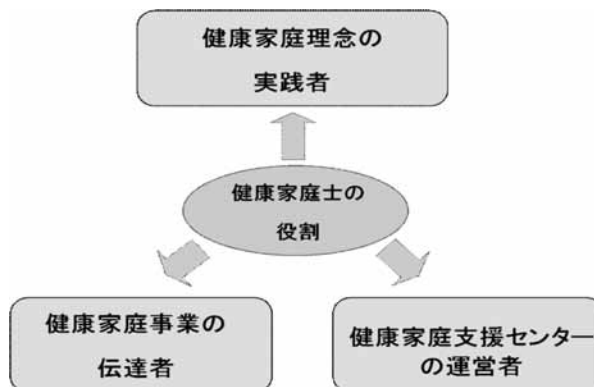
健康家庭士，健康家庭支援センター，健康家庭事業の3つの中心軸は，健康家庭基本法の目的を実現するものとして，図4のように現わされる。全国に設置された健康家庭支援センターでは健康家庭事業を実際に執行する。健康家庭士は，健康家庭支援センターが行う健康家庭事業について十分に理解し，実現をはかることができる力量をもつ必要がある。

したがって，健康家庭士は，図5に示すように，健康家庭基本法の目的を実現するハードウェアである健康家庭支援センターにおいて，ソフトウェアである健康家庭事業を遂行する主体のひとつとして，役割を担うこととなる。すなわち，健康家庭士の役割は，①健康家庭基本法で提示する基本理念と哲学の実践者，②健康家庭基本法が提示する健康家庭事業の伝達者，③健康家庭支援センター組職の運営者，という観点から規定されている。このことから，健康家庭士が役割を遂行する



資料出所：スン・ミエ，イ・ヒョン：健康家庭士の役割，資格および養成システム，韓国家庭管理学会誌，22(5)，345-355（2004）（倉元綾子仮訳）

図 4 韓国における健康家庭基本法実現のための体系



資料出所：スン・ミエ，イ・ヒョン：健康家庭士の役割，資格および養成システム，韓国家庭管理学会誌，22(5)，345-355（2004）（倉元綾子仮訳）

図 5 韓国における健康家庭士の役割

ためには、健康家庭基本法の基本理念と哲学を基本的に理解していること、健康家庭事業を遂行するための知識と能力を備えていること、健康家庭支援センターを運営するための経営知識と能力を備えていることが求められる。

4. 健康家庭士と健康家庭事業の内容

健康家庭士が健康家政支援センターを通じて行う健康家庭事業は、健康家庭基本法第21条から第33条に規定されている。表2には健康家庭事業の概要を示している。各条は、第21条 家庭に対する支援、第22条 子ども養育支援の強化、第23条 家族単位福祉増進、第24条 家族の健康増進、第25条 家族扶養の支援、第26条 民主的で両性平等な家族関係の強化、第27条 家族単位の市民的役割増進、第28条 家庭生活文化の発展、第29条 家庭儀礼、第30条 家庭ボランティア、第31条 離婚予防および離婚家庭支援、第32条 健康家庭教育、第33条 ボランティア活動支援である。

以上のような健康家庭事業の内容を受け、健康家庭基本法施行令第15条では健康家庭士の職務を次のように規定している。1. 家庭問題の予防・相談および改善、2. 健康家庭の維持のためのプログラムの開発、3. 健康家庭教育（民主的で両性平等な家族関係教育を含む。）、4. 家庭生活文化運動の展開、5. 家庭関連情報および資料提供、6. 家庭訪問および実態把握、7. 児童保護専門機関等、地域社会資源との連携、8. その他健康家庭事業と関連して、保健福祉家族部長官が定める行為。

したがって、健康家庭士には、家庭に対する巨視的視点と微視的観点を統合することができる力量と知識を備え、これらの観点を包括し具体的な事業において実践することができる応用能力、創意工夫の能力が求められる。

さらに、健康家庭士には健康家庭支援センターを組織的体系的に運営するためのリーダーシップや経営的知識、能力が必要である。

表 2 韓国における健康家庭事業の具体的な内容（健康家庭基本法 第3章）

健康家庭事業	具体的内容
第 21 条 家庭に対する支援	① 家庭が円滑な機能を遂行するように支援 1. 家族員の精神的・身体的健康支援 2. 所得保障など経済生活の安定 3. 安全な住居生活 4. 胎児検診および出産・養育の支援 5. 仕事と家庭の両立 6. ポルノ・エンターテインメント・暴力などの環境からの保護 7. 家庭内暴力からの保護 8. 家庭親和的社会的雰囲気造成 9. その他、健康家庭の機能を強化・支援することができる関連事項 ② 働く女性の妊娠・出産・授乳に関連する母性保護および父性保護のための有給休暇施策の拡大 ③ 母子・父子家庭、高齢者単身家庭、障害者家庭、未婚の母家庭、グループホーム、生活共同体など社会的保護を必要とする家庭に対する積極的支援

表 3 韓国における健康家庭事業の具体的な内容（健康家庭基本法 第3章）つづき

第22条 子ども養育支援の強化	① 子ども養育による負担を緩和し、子どもの幸福追求権を保障するための保育および放課後サービス、両性平等な育児休業制度の積極的拡大推進 ② 家事労働の価値に対する社会的認識の向上、関連法制度および家族政策への反映
第23条 家族単位福祉増進	① 社会保険・公的扶助等、社会保障制度の運用に関連して、家族を支える施策を開発・推進 ② 経済・社会、教育・文化、体育、地域社会開発等、各分野の制度・政策および事業を樹立・推進するにあたって、家族優遇する方案を講じること
第24条 家族の健康増進	① 乳幼児、児童、青少年、中年・壮年等、ライフサイクルに従った家族員の総合的な健康増進対策
第25条 家族扶養の支援	① 乳幼児または高齢者等、扶養支援を要する家族員がいる家庭に対して扶養負担を緩和するための施策 ② 病気や障害で家族内で世話を要する家族員のいる家族を積極支援、専門保護施設拡大 ③ 中・長期療養を要する病気や事故で看病を要する場合、家族介護のための休暇などの施策
第26条 民主的で両性平等な家族関係の強化	① 夫婦および世代間に家族の葛藤がある場合、これを予防・相談し、民主的で両性平等な家族関係を増進させるための家族支援サービスの拡大、多様な家族生活教育・親教育・家族相談・平等家族の広報活動等の推進 ② 家庭内暴力がある家族の場合、家庭内暴力の被害者と、被害者家族に対する介入における、専門家の体系的な介入とサービス
第27条 家族単位の市民的役割増進	① 家族の結束力と家族員の成長のために家族が市民としての役割を増進させる機会とサービスの提供 ② 家族単位のボランティア参加の拡大
第28条 家庭生活文化の発展	① 健康家庭の生活文化の鼓吹、それに対する支援政策樹立 1. 家族余暇文化 2. 両性平等な家族文化 3. 家族単位のボランティア活動 4. 健康な衣食住の生活文化 5. 合理的な消費文化 6. 地域社会共同体の文化 7. その他、健康家庭の生活文化に関連する事項
第29条 家庭儀礼	① 個人と家庭は、健全な家庭儀礼を確立するように努力 ② 健全な家庭儀礼を確立するための支援政策
第30条 家庭ボランティア	① 必要な場合には家庭を訪問して、家事・育児・産後養生・介護等を助ける家庭ボランティア支援 ② 家庭ボランティアは保健福祉家族部令が決めるところにより教育 ③ 家庭ボランティアに予算の範囲内で一定金額を支給

表 4 韓国における健康家庭事業の具体的な内容(健康家庭基本法 第3章) つづき

第31条 離婚予防および 離婚家庭支援	① 離婚しようと思う夫婦が離婚前相談を受けられるようにするなど 離婚調整充実のために必要ある措置を工夫 ② 離婚の意志が決まった家族に対しこれら家族が子ども養育, 財産, 情緒などの諸般問題を準備できるように助けをあたえる支援サービス を提供 ③ 離婚した家族に対し養育悲哀に対する執行力の実効性を強化してそ の適用対象を拡大するようにすること
第32条 健康家庭教育	① 健康家庭教育を実施 1. 結婚準備教育 2. 親教育 3. 家族倫理教育 4. 家族価値実現および家庭生活関連教育など
第33条 ボランティア活 動支援	① 健康家庭と関連するボランティア活動事業育成, 奨励

資料出所: スン・ミエ, イ・ヒョン: 健康家庭士の役割, 資格および養成システム, 韓国家庭管理学会誌, 22(5), 345-355 (2004) (倉元綾子仮訳); 韓国・健康家庭支援センター: 健康家庭基本法, <http://www.familynet.or.kr/> (2010年9月15日) (倉元綾子仮訳)

5. 健康家庭士の資格要件

健康家庭士とは健康家庭事業を遂行するために関連分野に対する学識と経験を持った専門家(第35条2項)で, 健康家庭基本法の基本理念と哲学を理解し, 健康家庭事業を実行する専門的な知識と能力と, 健康家庭支援センターを運営するための経営的知識と能力を備えなければならない。

健康家庭士には管理者, 中間実務者, 第一線実務者があり, それぞれ担当する業務の種類と性格が異なる。管理者として働く健康家庭士は, 健康家庭事業の運営および管理, 企画および広報, 予算執行, 組織および人事, 調査研究企画, プログラム開発, 人材開発および普及, マーケティング, ネットワーク構築などの職務を担当する。中間実務者として働く健康家庭士は, 健康家庭関連相談および教育, 事業広報およびコーディネイター, プログラム執行および活動, 健康家庭事業要求度分析および事業開発, ネットワーク構築などの職務を担当する。第一線実務者として働く健康家庭士は, 健康家庭事業プログラム執行および活動, 対象者初期面接および相談, 実態調査, 広報およびキャンペーン, 関連事務などを担当する。

このような専門的な職務を直接遂行するためには能力に合う資格要件については, 上述のような職務段階による違いから同法施行前には, 第1級から第3級までの資格とその要件が提案された。しかしながら, 最終的にはそれらは一本化され, 健康家庭士の資格は「大学またはこれと同等以上の学校で社会福祉学, 家政学, 女性学など保健福祉部令が決める関連教科目を履修して卒業した者」(第35条第3項)となった。健康家庭士の資格と職務は同法および同法施行令で定められることとなった(第35条第4項)⁵⁾。

倉元：韓国における家政学を基礎とする家族生活教育と家族支援のための「健康家庭士」養成システム

表6は、別表1「健康家庭士資格取得に必要な教科目」である。健康家庭士資格取得条件にかかわる教科目についても、家政学、社会福祉学、女性学からの提案が行われたのち、最終的に表6のように定められた⁶⁾。

表 5 韓国・健康家庭士の資格要件

「健康家庭基本法」に対応して、大学またはこれと同等以上の学校で、次の科目区分に応じて、12科目以上を履修して卒業した者は、健康家庭士資格を取得することができる（「健康家庭基本法」第35条第3項 および「健康家庭基本法施行規則」別表1）

資料出所：韓国・健康家庭支援センター：健康家庭基本法施行令、<http://www.familynet.or.kr/> (2010年9月15日)（倉元綾子仮訳）

表 6 韓国・健康家庭士資格取得履修教科目（健康家庭基本法施行規則 第5条関連）

区分		教科目
主要（コア）科目（5）		健康家庭論，（健康）家庭（家族）政策論，家族相談（および治療），家庭（家族）生活教育，家族福祉論，家族とジェンダー，家族（家庭）と文化，健康家庭現場実習，女性と（現代）社会，非営利機関運営管理のうち5科目以上
関連科目（7）	基礎理論（4）	家族学，家族関係（学），家族法，児童学，保育学，児童（青少年）福祉論，老年学，老人福祉学，人間開発，人間行動と社会環境，家族（家庭）（資源）管理，家計経済，家事労働論，余暇管理論，住居学，生涯周期栄養学，女性福祉（論），フェミニズム理論，精神衛生（精神保健社会福祉）論，障がい者福祉論，家庭生活福祉論，グループホーム経営論，相談理論，資源奉仕論，性と愛，法女性学，女性と文化，仕事と家族（家庭），社会福祉（概）論のうち4科目以上
	相談・教育等，実際（3）	生活設計相談，児童相談，栄養相談および教育，消費者相談，住宅相談，父母教育，夫婦教育，消費者教育，家庭生活と情報，家計財務管理，住宅管理，衣生活管理，地域社会栄養学，プログラム開発と評価，社会福祉実践技術論，地域社会福祉論，研究（調査）方法論，夫婦相談，集団相談，家族（家庭）と地域社会，女性と教育，女性とリーダーシップ，フェミニズム相談，社会福祉実践論，危機介入論，事例管理論のうち3科目以上

備考

1. 大学院の関連教科目を履修している場合は、同じ表の教科目のうち、主要科目4科目以上、関連科目4科目（基礎理論2科目、相談・教育等、実際2科目）以上をそれぞれ履修しなければならない。ただし、主要科目および関連科目のそれぞれ2分の1の範囲で、大学またはこれと同じレベル以上の学校で履修した教科目も大学院で履修したものとみなす。
2. 教科目の名称が同一でない場合でも、教科の内容が同一のもので女性家族部長官が認める場合には、同じ教科目とする。
3. 関連教科目履修は、12科目36単位（大学院で履修する場合は、8科目24単位）、または12科目以上36単位（大学院で履修する場合は、8科目以上24単位）とする。

資料出所：韓国・健康家庭支援センター：健康家庭基本法施行規則、<http://www.familynet.or.kr/> (2010年9月15日)（倉元綾子仮訳）

内容の詳細を見ると、必修科目は2領域から構成され、健康家庭に対する基礎的な理解のための原則的性格の教科目（健康家庭論、健康家庭政策論、家庭経営など）、および基礎実習科目（家族生活教育、健康家庭教育および相談、健康家庭現場実習など）である。

また、備考に示すように、健康家庭士には大学卒業者および大学院修了者が想定されている。

これを1985年以来、Famili Life Educatorを認証している米国家族関係協議会（NCFR）における履修領域⁷⁾ および2003年に家庭教育法を成立させた台湾の家庭教育士の資格要件⁸⁾と比較しておきたい（表7, 8）。台湾の資格要件はほぼ米国のものを踏襲しているが、韓国の資格要件には社会福祉学、女性学に関する教科目が数多く含まれている。

一方、台湾と同様に主要（コア）科目を設定して健康家庭士の質の担保に努めている。米国、台湾と違い、両国で家政学を基礎とする科目を選択肢としているほかに、家族福祉論、女性と（現代）社会、非営利機関運営管理を加えている。選択科目中には、両国に比べて衣食住に関する個別の教科目が詳細に設定されているところに特徴がある。

表 7 Famili Life Educatorの履修領域およびインターンシップ

1. 社会のなかの個人・家族	構造と機能、文化的な多様性、デート、求愛、結婚の選択、親族関係、異文化間家族とマイノリティ家族、ジェンダー役割の変更、人口統計の傾向、歴史的課題、仕事と家族の関係、社会関係など
2. 家族関係	内的社会的過程、コミュニケーション、葛藤管理、普通の家族圧力、家族危機、家族の特別なニーズなど
3. 生涯にわたる人間発達・成長	胎児期、乳幼児期、早期中期子ども期、思春期・青年期、成人期、後期成人期など
4. 人間のセクシュアリティ	生殖の生理学、生物学的決定要因、性的なかかわり合いの局面、性的振舞い、性的価値と意思決定、家族計画、性的応答、関係への影響など
5. 人間関係	自己と他者、コミュニケーション・スキル、親密さ、愛、恋愛、他者との関与など
6. 家庭資源管理	目標設定と意思決定、資源開発と配分、社会環境の影響、ライフサイクルと家族構成の影響、消費者問題と意思決定など
7. 親教育	子ども養育の権利と責任、子ども養育の実践と過程、親子関係、子ども養育政策の多様性、ライフサイクルを通じた子ども養育における役割変更など
8. 家族に関する法と政策	家族と法、家族と公共サービス、家族と教育、家族と経済、家族と宗教、政策と家族など
9. 家族生活教育の専門職倫理と実践	価値形成、多元的社会における価値の多様性、イデオロギーの検討、価値選択の社会的結果、倫理と技術変化、専門職の実践倫理など
10. 家族生活教育方法論	ニーズ・アセスメント、計画と実行、評価、教育技術、他者への感受性、コミュニティの関心への感受性など
11. インターンシップ	

資料出所：National Council on Family Relations：How to Become a Certified Family Life Educator (2010), <http://www.ncfr.org/> (2010年9月15日) (倉元綾子仮訳)

倉元：韓国における家政学を基礎とする家族生活教育と家族支援のための「健康家庭士」養成システム

さらに、履修科目数をみると、主要（コア）科目5科目15単位以上、関連科目7科目21単位以上で、合計12科目36単位以上を要求している。台湾の必修科目10単位以上、選択科目10単位以上、合計20単位以上の要求に比べて単位数が多い。これは家政学分野を基礎とする資格として準備された健康家庭士を、社会福祉学、女性学分野の卒業生が取得しようとする時には不可欠であると考えたからであると思われる。今後、詳細を検討する必要がある。

表9には、健康家庭士資格認証のために新しく構成した教科目の健康家庭論、健康家庭政策論、健康家庭教育および相談、健康家庭現場実習4科目の教科概要を示した。特に健康家庭教育および相談、健康家庭現場実習は健康家庭士の健康家庭事業実践の力量を高めるためである。

表 8 台湾・家庭教育士の資格要件

必修科目（少なくとも10単位）		選択科目（少なくとも10単位）	
科目名称	単位	科目名称	単位
家庭生活教育概論	2	家庭教育方案（課程）計画／家庭生活教育 方案设计	2
親教育	2	家庭教育活動推進（エクステンション）／ 家庭生活教育実務	2
家族関係／婚姻と家族関係 ／婚姻と家庭	2	家族カウンセリングと指導／家族カウンセ リング	2
家庭資源管理	2	児童と青少年の発達（と学習）	2
婚姻教育／婚姻研究	2	成人発達（と学習）	2
職業倫理	2	ジェンダー教育	2
家庭概論／家庭発展	2	人類発達（と学習）	2
家庭理論	2	家庭社会学	2
		家庭と法律	2
		族群、文化および家庭	2
		家庭心理学	2
		家庭コミュニケーション	2
		家庭と地域	2
		家庭危機と管理	2
		家庭政策	2
		青少年と家庭	2
		老人と家庭	2
		カウンセリング理論と技術	2
		グループワーク／グループ・ダイナミクス	2

資料出所：台湾教育部：家庭教育專業人員認証、「家庭教育專業人員認証」課程一科目及学分數対照表，中華民國95年3月17日（2006）（倉元綾子仮訳）

表 9 健康家庭士資格認証のための必修教科目概要

教科名	教科概要
健康家庭論	健康家庭の理念と哲学, 健康家庭政策および健康家庭事業の理解, 健康家庭事業遂行の専門担当組織, 健康家庭士の役割と資格など
健康家庭政策	健康家庭政策の形成過程と構成要素, 健康家庭政策の分析方法および政策評価, 健康家庭政策樹立の技術, 健康家庭基本法の体系など
健康家庭教育および相談	健康家庭の概念, 健康家庭強化教育プログラム分析, 健康家庭強化教育プログラム開発および構成, 家族問題原因診断および分析, 健康家庭相談理論および技法理解, 家族問題類型別ロールプレイなど
健康家庭現場実習	機関分析報告書, 実習日誌, 事例記録, プログラム開発および評価など (健康家庭支援センターに行き, 教科課程で学習した健康家庭実践の知識と技術を適用して体系化する機会を持つことによって専門健康家庭士になることができるようにすること)

資料出所: スン・ミエ, イ・ヒョン: 健康家庭士の役割, 資格および養成システム, 韓国家庭管理学会誌, 22(5), 345-355 (2004) (倉元綾子仮訳)

なお, 社会福祉学および女性学分野からの意見を無批判的に受け入れたために, 主要科目中の「家族福祉論」および関連科目・基礎理論中の「家庭生活福祉論」のように, 重複する教科目が見られる。この点については今後見直されるものと考えられる。また, 教科内容は社会が要求する専門家としての健康家庭士の役割と機能から, 家庭と社会の発展に寄与する実践的学問として定期的に検討される。

健康家庭基本法の施行令および施行規則には健康家庭士の再教育および研修などに対する規定はないが, 大韓家政学会が意見を表明したように, 健康家庭士の資質と資格を専門的に管理するために持続的に再教育や研修を受けるようにする必要がある。

6. まとめにかえて

以上のように, 韓国における家政学を基礎とする家族生活教育と家族支援のためのシステム「健康家庭基本法」における中核的人材である健康家庭士の養成システムについて検討した。その結果, 以下の点が明らかになった。

- (1) 韓国においては, 家政学, 社会福祉学, 女性学の尽力により, 家政学を基礎とする家族生活教育, 家族問題予防, 家族支援のための制度として健康家庭基本法が2003年に制定され, 2005年から施行されている。
- (2) 健康家庭基本法は, 家庭機能の強化, 家庭の潜在力開発, 家族共同体文化の造成, 多様な形態の家庭の欲求充足, 家庭と社会の統合などをめざしている。
- (3) 健康家庭士の職務は, 家庭問題の予防・相談および改善, 健康家庭の維持のためのプログラムの開発, 健康家庭教育 (民主的で両性平等な家族関係教育を含む), 家庭生活文化運動の展

倉元：韓国における家政学を基礎とする家族生活教育と家族支援のための「健康家庭士」養成システム

開，家庭関連情報および資料提供，家庭訪問および実態把握，児童保護専門機関等，地域社会資源との連携，その他である。

- (4) 健康家庭士資格は「大学またはこれと同等以上の学校で，社会福祉学，家政学，女性学など保健福祉部令が決める関連教科目を履修して卒業した者」である。健康家庭士資格取得履修科目は，主要（コア）科目5科目以上，関連科目7科目以上（うち基礎理論4科目以上，相談・教育など実際3科目以上）である。

日本においては子ども，高齢者をはじめとする人々が個人・家族の生活における経済的困難や社会保障・社会福祉からの脱落によって，虐待などの犠牲者となる事例が多発している。個人・家族が安心して暮らすことのできる土台が崩壊し，課題が山積している。

一方，台湾，韓国では，米国の事例を基礎としながら，独自の社会状況と文化的背景に基づいた家族生活教育と家族問題予防のための法に基づく制度を構築し，専門資格者を養成して，成果を上げつつある。

日本においても（社）日本家政学会家政教育部会などが，家政学に基づく家族生活教育と家族問題予防のしくみの構築にむけた努力を行ってきている。そのためには他国の経験に学ぶとともに，日本の歴史と現状，個人・家族のニーズを踏まえて，制度とそのための専門家を養成するシステムについて検討することが強く求められる。

謝辞

本研究にあたり，ソウル大学李基栄教授，テグ大学チョウ・ヒグム教授，大阪商業大学李秀眞研究員ほか多くの方々からご教示をいただいた。また，福山市立大学正保正恵教授，富士市会議員山下いづみ氏には大変お世話になった。記して感謝いたします。

本研究は科学研究費補助金研究「生涯学習としての『家族生活教育』のカリキュラム開発研究」（研究課題番号：21500703）の一部である。

参考文献

スン・ミエ，イ・ヒョン：健康家庭士の役割，資格および養成システム，韓国家庭管理学会誌，22(5)，345-355（2004）

引用文献

1) チョウ・ヒグム，パク・ミソク：健康家庭基本法の理念と体系，韓国家庭管理学会誌，22(5)，331-344（2004）

2) 李基栄・李秀眞：「生活経営主体社が参画する新たな生活ガバナンスの事例」，『暮らしをつくりかえる生活経営力』，朝倉書店，東京，145-153（2010）

- 3) 韓国・中央健康家庭支援センター：資料 (2010年 4月23日)
- 4) 韓国・健康家庭支援センター：健康家庭基本法, <http://www.familynet.or.kr/> (2010年9月15日) (倉元綾子仮訳)
- 5) 韓国・健康家庭支援センター：健康家庭基本法施行令, <http://www.familynet.or.kr/> (2010年9月15日) (倉元綾子仮訳)
- 6) 韓国・健康家庭支援センター：健康家庭基本法施行規則, <http://www.familynet.or.kr/> (2010年9月15日) (倉元綾子仮訳)
- 7) National Council on Family Relations : *How to Become a Certified Family Life Educator 2010*, <http://www.ncfr.org/> (2010年9月15日) (倉元綾子仮訳)
- 8) 台湾教育部：家庭教育專業人員認証, 「家庭教育專業人員認証」課程一科目及学分数対照表, 中華民國95年3月17日 (2006) (倉元綾子仮訳)